

大学番号：国054

注3

# 意見伺い（JD）

[平成29年度設置]

計画の区分：研究科の専攻の設置（国際連携専攻）

注1

京都工芸繊維大学大学院 工芸科学研究科

京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（国際連携学科）

注2

## 【意見伺い（JD）】設置に係る設置計画履行状況報告書

国立大学法人 京都工芸繊維大学

平成29年5月1日現在

### 作成担当者

担当部局（課）名 企画戦略課

職名・氏名 キカクカカリチョウ 企画係長 イリガキ 入垣 ハルノリ 治徳

電話番号 075-724-7205

（夜間） 075-724-7205

F A X 075-724-7219

e-mail kitkikaku@jim.kit.ac.jp

(注) 1 「計画の区分」は設置時の基本計画書「計画の区分」と同様に記載してください。

2 大学院の場合は、表題を「〇〇大学大学院・・・」と記入してください。

設置時から対象学部等の名称変更があった場合には、表題には設置時の旧名称を記載し、その下欄に（ ）書きにて、現在の名称を記載してください。

例) 〇〇大学 △△学部 □□学科

(◇◇学部(平成◇◇年度より学部名称変更))

表題は「計画の区分」に従い、記入してください。

例)

・学部の学科の設置の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科(国際連携学科)」

・短期大学の学科の設置の場合：「〇〇短期大学 △△学科(国際連携学科)」

・大学院の研究科の専攻の設置の場合：「〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻(国際連携学科)」

3 大学番号の欄については、平成29年3月31日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について(依頼)」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

# 目次

## 工芸科学研究科

	ページ
1. 調査対象大学等の概要等	1
2. 授業科目の概要	5
3. 施設・設備の整備状況、経費	8
4. 既設大学等の状況	10
5. 教員組織の状況	13
6. 留意事項等に対する履行状況等	22
7. その他全般的事項	23

# 1 調査対象大学等の概要等

## (1) 設置者

国立大学法人 京都工芸繊維大学

【連携外国大学の設置者】タイ王国チェンマイ大学

## (2) 大学名

京都工芸繊維大学

【連携外国大学の名称】

Chiang Mai University (มหาวิทยาลัยเชียงใหม่)

(注)・連携外国大学が置かれている国で用いられている言語による名称を( )書きで記入してください。

## (3) 大学の位置

〒606-8585

京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

【連携外国大学の本部の位置】

239, Huay Kaew Road, Muang District, Chiang Mai Thailand, 50200

(注)・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合、本部の位置を( )書きで記入してください。

・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には、複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

## (4) 管理運営組織

職名	設置時	変更状況	備考
学長	(フルヤマ マサオ) 古山 正雄 (平成24年4月1日)		
理事	(モリサコ キヨタカ) 森迫 清貴 (平成24年4月1日)		
	(オオタニ ヨシオ) 大谷 芳夫 (平成26年12月2日)		
	(モリ ハジメ) 森 肇 (平成26年4月1日)		
	(ワタナベ ヒデキ) 渡部 英樹 (平成28年4月1日)		
研究科長	(モリ ハジメ) 森 肇 (平成27年4月1日)		
専攻長	(キムラ ヒロアキ) 木村 博昭 (平成29年4月1日)		

(注)・「変更状況」は、変更があった場合に記入し、併せて「備考」に変更の理由と変更年月日、報告年度を( )書きで記入してください。

(例)平成26年度に報告済の内容 → (26)

平成29年度に報告する内容 → (29)

・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば、「変更状況」に赤字にて記載(昨年度までに報告された記載があれば、そこに赤字で見え消し修正)するとともに、上記と同様に、「備考」に変更理由等を記入してください。

・大学院の場合には、「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。

(5) 調査対象研究科等の名称, 定員, 入学者の状況等

- (注) ・ 当該調査対象の学部の学科または研究科の専攻等, 定員を定めている組織ごとに記入してください(入試区分ごとではありません)。  
 ・ 様式は, 平成27年度開設の博士後期課程の場合(平成29年度までの3年間)ですが, 開設年度・修業年限に合わせて作成してください。(修業年限が2年以下の場合には欄を削除し, 4年以上の場合には, 欄を設けてください。)

(5) - ① 調査対象研究科等の名称等

調査対象研究科等の名称(学位)	学位又は学科の分野	設置時の計画			備考
		修業年限	入学定員	収容定員	
工芸科学研究科 京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻 修士(建築学)	工学関係	2年	4人	8人	基礎となる学部等  工芸科学部

- (注) ・ 「備考」に基礎となる学部等の名称を記入してください。  
 ・ 定員を変更した場合は, 「備考」に変更前的人数, 変更年月及び報告年度を( )書きで記入してください。  
 ・ 学生募集停止を予定している場合は, 「備考」にその旨記載してください。  
 ・ 「学位又は学科の分野」には, 「認可申請書」の「教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の3))」の「学位又は学科の分野」と同様に記入してください。  
 ・ < >内の数字は, 母体となる研究科等の全体の入学定員を記入してください。

(5) - ② 調査対象研究科等の入学者の状況

区分	報告年度		平成29年度		平成30年度		平均入学定員超過率	備考
	4月入学	8月入学	4月入学	8月入学	4月入学	8月入学		
A 入学定員	4 ( - ) [ - ]						0.5倍	
志願者数	5 ( - ) [ - ]							
受験者数	5 ( - ) [ - ]							
合格者数	2 ( - ) [ - ]							
B 入学者数	2 ( - ) [ - ]							
入学定員超過率 B/A	0.5							

- (注) ・ 数字は, 平成29年5月1日現在の数字を記入してください。  
 ・ 様式は, 平成29年4月開設の場合の様式です。「春季入学」、「その他の学期」については, 各国際連携学科の入学時期に合わせて表を修正してください。  
 (例) 「春季入学」→「4月入学」, 「10月入学」等  
 ・ ( )内には, 社会人の状況について**内数**で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。  
 ・ 「社会人」については, 認可申請書において貴学が定める社会人の定義に従って記入してください。  
 ・ [ ]内には, 留学生の状況について**内数**で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。  
 ・ 留学生については, 「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により, 我が国の大学(大学院を含む), 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。

- ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
- ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
- ・ 「入学定員超過率」については、**各年度の春季入学とその他を合計した入学定員、入学者数で算出**してください。なお、計算の際は小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入してください。
- ・ 「平均入学定員超過率」には、開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお、計算の際は「入学定員超過率」と同様にしてください。

(5) -③ 調査対象研究科等の在学者の状況

学 年	報告年度		平成29年度		平成30年度		備 考
	4月入学	8月入学	4月入学	8月入学	4月入学	8月入学	
1年次	2 [ - ] ( - )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )			
2年次	/		[ ] ( )	[ ] ( )			
計	2 [ - ] ( - )		[ ] ( )				

- (注)
- ・ 数字は、平成29年5月1日現在の数字を記入してください。
  - ・ 様式は、平成29年4月開設の場合の様式です。「春季入学」、「その他の学期」については、各国際連携学科の入学時期に合わせて表を修正してください。
  - (例) 「春季入学」→「4月入学」、「10月入学」等
  - ・ [ ]内には、留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。
  - ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
  - ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
  - ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
  - ・ 「計」については、**各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数、留学生数**を記入してください。
  - ・ ( )内には、**留年者の状況**について、内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。

(5) -④ 調査対象学部等の退学者等の状況

区分 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数(内訳)			主な退学理由	入学者数に 対する退学者数 の割合 (a/b)
			退学した年度	退学者数	退学者数の うち留学生数		
平成29年度 入学者	2人	0人	平成29年度	0人	0人		0.00 %
			平成30年度	人	人		
平成30年度 入学者	人	0人	平成30年度	人	人		#DIV/0! %
合計	2人	0人					0.00 %

(注)・数字は、平成29年5月1日現在の数字を記入してください。

- ・各年度の入学者数については、該当年度当初に入学した人数を記入してください。(途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。)
- ・各年度の退学者数については、退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。
- ・留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。
- ・短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
- ・「入学者数に対する退学者数の割合」は、【当該対象年度の入学者のうち、平成29年5月1日現在までに退学した学生数の合計】を、【当該対象年度の入学者数】で除した割合(%)を記入してください。その際、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までを記入してください。
- ・「主な退学理由」は、下の項目を参考に記入してください。その際、「就学意欲の低下(○人)」というように、その人数も含めて記入してください。  
(記入項目例)・就学意欲の低下   ・学力不足   ・他の教育機関への入学・転学   ・海外留学  
                  ・就職   ・学生個人の心身に関する事情   ・家庭の事情   ・除籍   ・その他

2 授業科目の概要

<工芸科学研究科 京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻>

(1) 授業科目表

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	開年次	開設大学	単位数			教員等の配置										備考										
					必修	選択	自由	申請大学				連携外国大学																
								教	准	講	助	助	小	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員		助手に相当する教員	小計								
専門 - K I T + C M U 履修推奨科目	建築設計実習		1・21Q	京都工芸繊維大学		6		5	6	4	3						18						0	兼 2 4	設置計画書の記載漏れ及び担当者の見直しによる修正 (29)			
	都市設計実習		1・22Q	京都工芸繊維大学		6			2	4	1						7						0	兼 1 2	設置計画書の記載漏れ及び担当者の見直しによる修正 (29)			
	Graduate Design Studio in Architecture III		1・2前	チェンマイ大学		6									2		0						2					
	国際共同設計実習A	○	1・22Q	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学		2			1	3							4						5	4		設置計画書の換記修正 (29)		
	国際共同設計実習B	○	1・24Q	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学		2			1	3							4						5	4		設置計画書の換記修正 (29)		
	建築デザイン		1・22Q	京都工芸繊維大学		2		2		4	3						5	4					0			就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	都市デザイン		1・22Q	京都工芸繊維大学		2			1	1	1	1					4						0					
	安心安全デザイン技術		1・21Q	京都工芸繊維大学		2				2							2						0					
	国際設計プロジェクト I		1・21Q	京都工芸繊維大学		2			12	11	8	4	7				31						0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	国際設計プロジェクト II		1・22Q	京都工芸繊維大学		2			12	11	8	4	7				31						0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	地域設計プロジェクト I		1・21Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7				30						0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	地域設計プロジェクト II		1・22Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7				30						0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	建築設計学特別講義 I		1・21Q	京都工芸繊維大学		1			5	4	1	2					8						0			就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	建築設計学特別講義 II		1・22Q	京都工芸繊維大学		1			5	4	1	2					8						0			就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
Development and Management of Local Wisdom and Global Technology		1・2前	チェンマイ大学			3										0				1		1						
Application of Theories of Human Behavior in Environmental Studies and Planning Urban Architecture		1・2前	チェンマイ大学			3										0				1		1						
		1・2前	チェンマイ大学			3										0				1		1						
修士論文の指導に関する課題	都市・建築再生学演習 I		1・通	京都工芸繊維大学		6			8	7	4	5				24						0						
	都市・建築再生学演習 II (研究指導)		2・通	京都工芸繊維大学		6			8	7	4	5				24						0						
	Thesis		1~2通	京都工芸繊維大学		-		-	8	7	4	5				24						0	兼 1		担当者の見直しによる修正 (29)			
	都市・建築空間研究A		1~2通	チェンマイ大学		12									7	4	0						11					
	都市・建築空間研究B (特別制作)		1・21~20	京都工芸繊維大学		3			5	4	3	2				10							0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
	Independent Study		1~2通	京都工芸繊維大学		3			5	4	3	2				10							0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
			1~2通	京都工芸繊維大学		-		-	5	4	3	2				10							0	兼 1		就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
			1~2通	チェンマイ大学		6											0				7	5	4	11			設置計画書の換記修正 (29)	
	専門科目	建築史		1・21Q	京都工芸繊維大学		2			3	2						5						0					
		都市史		1・21Q	京都工芸繊維大学		2			2	1	2					5						0					
建築力学・構造特論			1・21Q	京都工芸繊維大学		2			1							1						0						
建築環境・設備論			1・21Q	京都工芸繊維大学		2										0						0	兼 1			設置計画書の記載漏れ修正 (29)		
住環境設計マネジメント			1・21Q	京都工芸繊維大学		2			1			2				3						0						
都市・地域設計マネジメント			1・21Q	京都工芸繊維大学		2					1	2				3						0						
建築構造設計マネジメント			1・21Q	京都工芸繊維大学		2				1	1	1	1			2						0				担当者の見直しによる修正 (29)		
建築保存再生技術			1・21Q	京都工芸繊維大学		2			1	3						4						0						
建築構造設計技術			1・21Q	京都工芸繊維大学		2			1	1	1	1				3						0						
建築設備設計技術			1・21Q	京都工芸繊維大学		2										0						0	兼 1			設置計画書の記載漏れ修正 (29)		
建築設計学特別講義 III			1・23Q	京都工芸繊維大学		1			5	4	1	2				8						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築設計学特別講義 IV			1・24Q	京都工芸繊維大学		1			5	4	1	2				8						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築再生学特別講義 I			1・21Q	京都工芸繊維大学		1			8	7	4	5				24						0						
建築再生学特別講義 II			1・22Q	京都工芸繊維大学		1			8	7	4	5				24						0						
建築再生学特別講義 III			1・23Q	京都工芸繊維大学		1			8	7	4	5				24						0						
建築再生学特別講義 IV			1・24Q	京都工芸繊維大学		1			8	7	4	5				24						0						
国際設計プロジェクト III			1・23Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
国際設計プロジェクト IV			1・24Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
地域設計プロジェクト III			1・23Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
地域設計プロジェクト IV			1・24Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築都市保存再生プロジェクト I			1・21Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築都市保存再生プロジェクト II			1・22Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築都市保存再生プロジェクト III			1・23Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築都市保存再生プロジェクト IV			1・24Q	京都工芸繊維大学		2			11	10	8	4	7			30						0				就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築設計実務実習 I			1・通	京都工芸繊維大学			2	3		11	10	8	4	7		30						0				設置計画書の換記修正及び就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築設計実務実習 II			2・通	京都工芸繊維大学			2	3		11	10	8	4	7		30						0				設置計画書の換記修正及び就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
建築設計実務実習 III			1・2通	京都工芸繊維大学			2	3		11	10	8	4	7		30						0				設置計画書の換記修正及び就任辞退に伴う担当者見直しによる修正 (29)		
C M U 履修科目		Pre-Graduate Design Studio		1・2前	チェンマイ大学			2													2		2					
		Pre-Graduate Architectural Theory		1・2前	チェンマイ大学			2														1		1				
		Pre-Graduate Building Technology		1・2前	チェンマイ大学			2														1		1				
		Research Methodology in Architecture		1・2前	チェンマイ大学			3															1		1			
		Advanced Specific Architectural Knowledge		1・2通	チェンマイ大学			3															1		1			
	Graduate Design Studio in Architecture I		1・2前	チェンマイ大学			6															2		2				
	Graduate Design Studio in Architecture II		1・2後	チェンマイ大学			6															1	2	3				
	Research for Architectural Quantitative Research Methods in Architecture		1・2通	チェンマイ大学			3															1	2	3				
	Qualitative Research Methods in Architecture		1・2通	チェンマイ大学			3															1		1				
	Architectural Technology and Sustainable Environment		1・2後	チェンマイ大学			3															1		1				



(3) 未開講科目

番号	開設大学	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由, 代替措置の有無
1	京都工芸繊維大学	該当なし					
2	チェンマイ大学	該当なし					
3	共同開設科目	該当なし					

- (注) ・ 設置時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず、何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお、理由については可能な限り具体的に記入してください。  
 ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目については、記入しないでください。

(4) 廃止科目

番号	開設大学	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由, 代替措置の有無
1	京都工芸繊維大学	該当なし					
2	チェンマイ大学	該当なし					
3	共同開設科目	該当なし					

- (注) ・ 設置時の計画にあり、何らかの理由で廃止（教育課程から削除）した授業科目について記入してください。なお、理由については可能な限り具体的に記入してください。

(5) 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

該当なし

- (注) ・ 授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

(6) 「設置時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

$$\frac{\text{未開講科目(3)と廃止科目(4)の計}}{\text{設置時の計画の授業科目数の計(A)}} = \frac{0}{79} = \boxed{\phantom{00}}\%$$

- (注) ・ 小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までを記入してください。

### 3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備 考		
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	福知山キャンパス購入 (29)		
	校舎敷地	<del>124,283</del> 132,505 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<del>124,283</del> 132,505 m <sup>2</sup>			
	運動場用地	18,658 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	18,658 m <sup>2</sup>			
	小 計	<del>142,941</del> 151,163 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<del>142,941</del> 151,163 m <sup>2</sup>			
	そ の 他	62,204 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	62,204 m <sup>2</sup>			
	合 計	<del>205,145</del> 213,367 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<del>205,145</del> 213,367 m <sup>2</sup>			
(2) 校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	専攻単位では特定不能 のため、申請大学全体 の数 誤記修正 (29)		
		<del>118,020</del> 114,414 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<del>118,020</del> 114,414 m <sup>2</sup>			
		(114,414 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	(114,414 m <sup>2</sup> )			
(3) 教 室 等		講 義 室	演 習 室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	福知山キャンパス購入 (28) 担当職員の採用 (29)	
		47 51 室	45 34 室	327 278 室	7 室 (補助職員 45 17人)	5 室 (補助職員 9 人)		
(4) 専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数			
		京都工芸繊維大学・チェンマイ大学 国際連携建築学専攻			27 室			
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等 の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	専攻単位では特定不能 のため、申請大学全体 の数 新規購入・寄贈、除却 による増減 (27) (28) (29)
	工芸科学部・ 工芸科学研究科	<del>398,160 [155,373]</del> 404,895 [160,521]	<del>5,422 [2,473]</del> 8,365 [5,357]	<del>3,514 [2,888]</del> 2,878 [2,820]	1,548 1,576	3,653 4,118	75 886	
		( )	( )	( )	( )	( )	( 75 886 )	
	計	<del>398,160 [155,373]</del> 404,895 [160,521]	<del>5,422 [2,473]</del> 8,365 [5,357]	<del>3,514 [2,888]</del> 2,878 [2,820]	1,548 1,576	3,653 4,118	75 886	
		( )	( )	( )	( )	( )	( 75 886 )	
(6) 図 書 館		面 積		閲 覧 座 席 数	収 納 可 能 冊 数		グローバルコモンズ設 置 (27) レイアウト変更 (28)	
		4,893 m <sup>2</sup>		442 544 542	427,000 425,611			
(7) 体 育 館		面 積		体育館以外のスポーツ施設の概要				
		1,772 m <sup>2</sup>		武道場、弓道場テニスコート6面				
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度
		教員1人当り研究費等	千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円
	共同研究費等	千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
学生納付金以外の維持方法の概要								

- (注) ・ 設置時の計画を、申請書の様式第2号(その1の1)に準じて作成してください。(複数のキャンパスに分かれている場合、複数の様式に分ける必要はありません。なお、「(1)校地等」及び「(2)校舎」は大学全体の数字を、その他の項目はAC対象学部等の数値を記入してください。)
- ・ 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を「備考」に記入してください。
  - ・ 「(5)図書・設備」については、上段に完成年度の予定数値を、下段には平成29年5月1日現在の数値を記入してください。
  - ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を赤字で見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(29)」を「備考」に赤字で記入してください。  
なお、昨年度の報告において赤字で見え消した部分については、見え消しのまま黒字にしてください。
  - ・ 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。
  - ・ 国立大学については「(8)経費の見積り及び維持方法の概要」は記載不要です。

#### 4 既設大学等の状況

大学の名称	京都工芸繊維大学							備考	
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
工学科学部								京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	
応用生物学課程	4	50		200	学士（農学）	1.04	平成18年度改組		
生体分子工学課程	4	—		—	学士（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成26年より生体分子応用化学課程に改称
生体分子応用化学課程	4	51		204	学士（工学）	1.05	平成26年度改称	同上	
高分子機能工学課程	4	51		204	学士（工学）		平成18年度改組	同上	
物質工学課程	4	67		268	学士（工学）		平成18年度改組	同上	
電子システム工学課程	4	61		244	学士（工学）	1.07	平成18年度改組	同上	
情報工学課程	4	61		244	学士（工学）	1.03	平成18年度改組	同上	
機械システム工学課程	4	—		—	学士（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成27年より機械工学課程に改称
機械工学課程	4	86		344	学士（工学）	1.05	平成27年度改称	同上	
デザイン経営工学課程	4	40		160	学士（工学）	1.04	平成18年度改組	同上	
造形工学課程	4	—		—	学士（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成26年よりデザイン・建築学課程に改称
デザイン・建築学課程	4	116		464	学士（工学）	1.02	平成26年度改称	同上	
上記課程共通			50	100					
先端科学技術課程	4	—		—	学士（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成28年より学生募集停止
工学科学研究科博士前期課程									
応用生物学専攻	2	40		80	修士（農学）	0.86	平成18年度改組	同上	
材料創製化学専攻	2	33		66	修士（工学）	1.13	平成27年度設置	同上	
材料制御化学専攻	2	32		64	修士（工学）	0.85	平成27年度設置	同上	
物質合成化学専攻	2	33		66	修士（工学）	0.94	平成27年度設置	同上	
機能物質化学専攻	2	32		64	修士（工学）	1.06	平成27年度設置	同上	
電子システム工学専攻	2	50		100	修士（工学）	1.08	平成18年度改組	同上	
情報工学専攻	2	46		92	修士（工学）	1.06	平成18年度改組	同上	

機械システム工学専攻	2	—	—	修士（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成27年より学生募集停止
機械物理学専攻	2	37	74	修士（工学）	0.99	平成27年度設置	同上	
機械設計学専攻	2	30	60	修士（工学）	1.08	平成27年度設置	同上	
デザイン経営工学専攻	2	20	40	修士（工学）	0.92	平成18年度改組	同上	
造形工学専攻	2	—	—	修士（工学）	—	平成18年度改組	同上	
建築設計学専攻	2	—	—	修士（工学）	—	平成18年度改組	同上	
デザイン学専攻	2	25	50	修士（工学）	1.02	平成26年度設置	同上	
建築学専攻	2	75	150	修士（工学）又は（建築設計学）	1.05	平成26年度設置	同上	
京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻	2	4	2	修士（学術）	0.50	平成29年度設置	同上	
先端ファイブ科学専攻	2	35	70	修士（工学）	0.98	平成18年度改組	同上	
バイオベースマテリアル学専攻	2	22	44	修士（工学）	0.56	平成22年度設置	同上	
工芸科学研究科博士後期課程								
生命物質科学専攻	3	—	—	博士（学術）又は（工学）	—	平成18年度改組	同上	平成27年より学生募集停止
バイオテクノロジー専攻	3	6	18	博士（学術）	1.11	平成27年度設置	同上	
物質・材料化学専攻	3	13	39	博士（学術）又は（工学）	0.43	平成27年度設置	同上	
電子システム工学専攻	3	5	15	博士（学術）又は（工学）	0.53	平成27年度設置	同上	
設計工学専攻	3	10	30	博士（学術）又は（工学）	0.66	平成18年度改組	同上	
造形科学専攻	3	—	—	博士（学術）又は（工学）	—	平成18年度改組	同上	
デザイン学専攻	3	5	15	博士（学術）又は（工学）	0.73	平成26年度設置	同上	
建築学専攻	3	7	21	博士（学術）又は（工学）	0.70	平成26年度設置	同上	
先端ファイブ科学専攻	3	8	24	博士（学術）又は（工学）	1.45	平成18年度改組	同上	
バイオベースマテリアル学専攻	3	6	18	博士（工学）	0.72	平成24年度設置	同上	
（注意）課程認定等により専攻・コースに入学定員を定めている場合は、専攻・コース別にも記入して								
（注意）学生募集を停止している学部等がある場合、入学定員・収容定員・平均入学定員超過率は「—」とし、「備考」に「平成〇〇年より学生募集停止」と記入してください。								

（注）・本調査の対象となっている大学等の設置者（学校法人等）が設置している全ての大学（学部、学科）、大学院（専攻）及び短期大学（学科）（AC対象学部等含む）について、それぞれの学校種ごとに、平成29年5月1日現在の上記項目の情報を記入してください。

・学部の学科または研究科の専攻等、「入学定員を定めている組織」ごとに記入してください。

※「入学定員を定めている組織ごと」には、課程認定等によりコース・専攻に入学定員を定めている場合を含めず。履修上の区分としてコース・専攻を設けている場合は含めません。

※なお、課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は、法令上規定されている組織上の最小単位（大学であれば「学科」、短期大学であれば「専攻課程」）でも記載してください。

- ・専攻科に係るものについては、記入する必要はありません。
- ・AC対象学部等についても必ず記入してください。
- ・「平均入学定員超過率」には、標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点以下第2位まで（小数点以下第3位を切り捨て）を記入してください。
- ・学生募集を停止している学部等がある場合、入学定員・収容定員・平均入学定員超過率は「－」とし、「備考」に「平成〇〇年より学生募集停止」と記入してください。

5 教員組織の状況

<工芸科学研究科 京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻>

(注)・本様式は、申請大学の教員と連携外国語大学の教員は別葉で作成してください。

(1) 担当教員表(京都工芸繊維大学)

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼任・兼任の別	職名	氏名(年齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼任・兼任の別	職名	氏名(年齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専任(調)	教授	木村 博昭	平成29年4月	国際共同設計実習A、B 建築デザイン 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 都市・建築空間研究A、 B 特別制作						
専任	教授	石田 潤一郎	平成29年4月	建築史 都市・建築再生学演習 I、II 建築保存再生技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	教授	小野 芳朗	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 都市史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	教授	小坂 郁夫	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築力学・構造特論 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	教授	鈴木 克彦	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 住環境設計マネジメント 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	教授	中川 理	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 都市史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	教授	長坂 大	平成29年4月	都市デザイン 都市・建築空間研究A、 B 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作						

専任	教授	西田 雅嗣	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導							
専任	教授	米田 明	平成29年4月	建築デザイン 都市・建築空間研究A、 B 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作							
専任	教授	松隈 洋	平成29年4月	建築デザイン 都市・建築再生学演習 I、II 都市・建築空間研究A、 B 建築史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導 特別制作							
専任	教授	Viray Erwin	平成29年4月	建築デザイン 都市・建築空間研究A、 B 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作	兼任	講師	Viray Erwin	平成29年4月	都市・建築空間 研究A、B 研究指導 特別制作	・平成29年4月から、専任教授と しての就任辞退(29) ・建築デザイン、国際設計プロ ジェクトI、II、III、IV、地域 設計プロジェクトI、II、III、 IV、建築都市保存再生プロジェ クトI、II、III、IV、建築設計 実務実習I、II、III、建築設計 学特別講義I、II、III、IVは、 他に担当教員がいるため、支障	
専任	特任 教授	田原 幸夫	平成29年4月	都市・建築再生学演習 I、II 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 研究指導							
専任	准教授	大田 省一	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 国際共同設計実習A、B 都市デザイン 都市・建築再生学演習 I、II 都市・建築空間研究A、 B 都市史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導 特別制作							
専任	准教授	角田 暁治	平成29年4月	国際共同設計実習A、B 都市・建築空間研究A、 B 都市・地域設計マネジメ ント 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作							
専任	准教授	金尾 伊織	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築構造設計マネジメ ント 建築保存再生技術 建築構造設計技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導							

専任	准教授	阪田 弘一	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 安心安全デザイン技術 都市・建築再生学演習 I、II 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	准教授	芝池 英樹	平成29年4月	都市・建築再生学演習 I、II 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	准教授	清水 重敦	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築史 建築保存再生技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	准教授	高木 真人	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 国際共同設計実習A、B 安心安全デザイン技術 都市・建築再生学演習 I、II 都市・建築空間研究A、 B 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導 特別制作						
専任	准教授	矢ヶ崎 善太郎	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築史 建築保存再生技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	講師	赤松 加寿江	平成29年4月	建築設計実習 都市デザイン 都市・建築再生学演習 I、II 都市史 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	講師	岩本 馨	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 都市史 都市・地域設計マネジ メント 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						

専任	講師	佐々木 厚司	平成29年4月	建築設計実習 都市設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 都市・地域設計マネジメント 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	講師	村本 真	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築構造設計マネジメント 建築構造設計技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	助教	笠原 一人	平成29年4月	都市デザイン 都市・建築再生学演習 I、II 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 研究指導						
専任	助教	北尾 聡子	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 建築構造設計技術 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	助教	木下 昌大	平成29年4月	都市・建築空間研究A、B 住環境設計マネジメント 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作						
専任	助教	中村 潔	平成29年4月	建築デザイン 都市・建築空間研究A、B 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築設計学特別講義 I、II、III、IV 特別制作						
専任	助教	中山 利恵	平成29年4月	住環境設計マネジメント 都市・建築再生学演習 I、II 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
専任	助教	松田 剛佐	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロジェクト I、II、III、IV 建築設計実務実習 I、II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						

専任	助教	三宅 拓也	平成29年4月	建築設計実習 都市・建築再生学演習 I、II 国際設計プロジェクト I、II、III、IV 地域設計プロジェクト I、II、III、IV 建築都市保存再生プロ ジェクトI、II、III、IV 建築設計実務実習I、 II、III 建築再生学特別講義 I、II、III、IV 研究指導						
兼任	講師	青木 淳	平成29年4月	建築設計実習	兼任	講師	武井 誠	平成29年4月	建築設計実習	平成29年4月から、青木淳講師就任 辞退のため担当者の変更(29)
兼任	講師	江副 敏史	平成29年4月	建築設計実習						
兼任	講師	岡田 康郎	平成29年4月	建築環境設備論 建築設備設計技術						
兼任	講師	登坂 誠	平成29年4月	都市設計実習						
					兼任	講師	小西 泰孝	平成29年4月	建築設計実習	平成29年4月から、授業内容の 見直しに伴う担当者の追加 (29)
					兼任	講師	吉田 聡	平成29年4月	建築設計実習	
					兼任	講師	宮城 俊作	平成29年4月	都市設計実習	平成29年4月から、授業内容の見直 しに伴う担当者の追加(29)

- (注) ・ 設置時の様式第3号(その2の1)に準じて作成してください。  
 なお、当該設置に係る研究科等に所属しない教員であって、全学共通、学部共通などの授業科目を担当する教員組織に  
 所属している場合は、〈〇〇研究科 〇〇専攻(〇〇課程)〉の箇所を「共通」とし、表を分けて作成してください。  
 ・ 後任が決まっていない場合には、「後任未定」と記入してください。  
 ・ 辞任者は「備考」に退職年月、氏名、理由を記入してください。  
 ・ 年齢は、「**設置時の計画**」には当該学部等の就任時における満年齢を、「**変更状況**」には平成28年5月1日現在の満年齢  
 を記入してください。  
 ・ 教員を学年進行中に変更した又は変更する予定の場合(「新規採用」、「担当授業科目の変更」又は「昇格」をいう。)は、  
 変更後の状況を記入するとともに、その理由、後任者が決まっていない場合は、「変更状況」の「氏名」に「後任未定」と記入し、  
 及び今後の採用計画を「備考」に記入してください。

(2) 担当教員表 (チェンマイ大学)

設置時の計画				変更状況				備考
専任等区分	職名	氏名	担当授業科目名	専任等区分	職名	氏名	担当授業科目名	
外国 (調)	講師相当 Lect. (B, 専任)	エカチャイ マハエック Ekkachai Mahaek	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同設計実習A, B</li> <li>Development and Management of Local Wisdom and Global Technology in Architecture</li> <li>Architectural Technology and Sustainable Environment</li> <li>Advanced Professional Practices</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	アピチョケ レカグル Apichoke Lekagul	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同設計実習A, B</li> <li>Research Methodology in Architecture</li> <li>Quantitative Research Methods in Architecture</li> <li>Qualitative Research Methods in Architecture</li> <li>Specific Research in Architecture I, II</li> <li>Advanced Professional Practices</li> <li>Environmental Perception and Assessment</li> <li>Application of Theories of Human Behavior in Environmental Studies and Design</li> <li>Selected Topics in Environment and Behavior</li> <li>Special Problem</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	ナウィット オンサワンチャイ Nawit Ongsawangchai	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同設計実習A, B</li> <li>Advanced Professional Practices</li> <li>Urban Architecture</li> <li>Urban and Community Planning</li> <li>Principles and Practices in Urban Design</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	タヌト ワロンクン Tanut Waroonkun	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pre-Graduate Building Technology</li> <li>Advanced Specific Architectural Knowledge</li> <li>Specific Research in Architecture I</li> <li>Specific Research in Architecture II</li> <li>Properties and Behaviors of Architectural Materials</li> <li>Building Technology</li> <li>Architectural Management</li> <li>Special Problem</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	講師相当 Lect. (B, 専任)	パンディン オウチャヌム Pandin Ounchanum	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同設計実習A, B</li> <li>Theory and Philosophy in Vernacular Architecture</li> <li>Research Approaches in Vernacular Architecture</li> <li>Dynamics of Vernacular Architecture</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	講師相当 Lect. (B, 専任)	ラッタポン アンガシット Rattapong Angkasith	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pre-Graduate Design Studio</li> <li>Graduate Design Studio in Architecture I, II, III</li> <li>Research for Architectural Design</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	講師相当 Lect. (B, 専任)	ブリン タラヴィチクン Burin Tharavichitkun	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pre-Graduate Design Studio</li> <li>Graduate Design Studio in Architecture I, II, III</li> <li>Research for Architectural Design</li> <li>Critical Theories of Architecture</li> <li>Critical Practices of Architecture</li> <li>Theory of Architecture in Asia</li> <li>Selected Topics in Architectural History and Theory</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	ラウィワン オランラットマニー Rawiwan Oranratmanee	<ul style="list-style-type: none"> <li>Theory and Philosophy in Vernacular Architecture</li> <li>Research Approaches in Vernacular Architecture</li> <li>Dynamics of Vernacular Architecture</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	チャオワリッドサイ チャラエン Chaowalid Saicharoent	<ul style="list-style-type: none"> <li>Theory and Philosophy in Vernacular Architecture</li> <li>Research Approaches in Vernacular Architecture</li> <li>Dynamics of Vernacular Architecture</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	講師相当 Lect. (B, 専任)	タチャ サラリット Titaya Sararit	<ul style="list-style-type: none"> <li>Environmental Perception and Assessment</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	サンー スワッチャラピナン Sant Suwacharapinun	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pre-Graduate Architectural Theory</li> <li>Critical Theories of Architecture</li> <li>Critical Practices of Architecture</li> <li>Theory of Architecture in Asia</li> <li>Selected Topics in Architectural History and Theory</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					
外国	准教授相当 Asst. Prof. (専任, 専任)	ガルナ ラッサウィン Karuna Raksawin	<ul style="list-style-type: none"> <li>Graduate Design Studio in Architecture II</li> <li>Research for Architectural Design</li> <li>Principles and Practices in Urban Design</li> <li>Special Problem</li> <li>Independent Study</li> <li>Thesis</li> </ul>					

(注) ・ 設置計画書の様式第3号 (その2の1) に準じて作成してください。  
 ・ 後任が決まっていなない場合には、「後任未定」と記入してください。

(2) 専任教員数等

(注) ・ 本様式は、当該国際連携学科等に所属し授業科目を担当する専任教員（同一の学部又は研究科内の他の学科又は専攻の専任教員（研究指導教員等）が兼ねて担当する場合も含める）について記入してください。

(2) - ① 設置基準上の必要専任教員数

完成年度時における設置基準上の必要研究指導教員数	うち、完成年度時における設置基準上の必要教授数	完成年度時における設置基準上の必要研究指導補助教員数
4	3	研究指導教員と合わせて7名以上
名	名	名

(注) ・ 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年九月十四日文科省告示第百七十五号）により算出される教員数を記入してください。

(2) - ② 専任教員数

設置時の計画					現在（報告書提出時）の状況					現在（報告書提出時）の完成年度時の計画				
教授	准教授	講師	助教	計	教授	准教授	講師	助教	計(A)	教授	准教授	講師	助教	計(B)
12	8	4	7	31	11	9	3	7	30	9	9	3	7	28
( 11 )	( 9 )	( 3 )	( 7 )	( 30 )						[ Δ3 ]	[ 1 ]	[ Δ1 ]	[ - ]	[ Δ3 ]
研究指導教員数	研究指導補助教員数	講義のみ担当の教員数			研究指導教員数	研究指導補助教員数	講義のみ担当の教員数			研究指導教員数	研究指導補助教員数	講義のみ担当の教員数		
24	7	0			23	7	0			21	7	0		
(23)	(7)	(0)								[ Δ1 ]	[ - ]	[ - ]		

(注) ・ 「設置時の計画」には、設置時に予定されていた完成年度時の人数を記入するとともに、（ ）内に開設時の状況を記入してください。  
 ・ 「現在（報告書提出時）の状況」には、報告書提出年度の5月1日の教員数（実人数）を記入してください。  
 ・ 「現在（報告書提出時）の完成年度時の計画」には、報告書提出年度の5月1日現在、完成年度時に計画している教員数を記入するとともに、[ ]内に設置時の計画との増減数を記入してください。（記入例：1名減の場合：Δ1）

(2) - ③ 年齢構成

年齢構成		
定年規定の定める定年年齢（歳）	報告書提出時（上記(A)）の教員のうち、定年を延長して採用している教員数	完成年度時（上記(B)）の教員のうち、定年を延長して採用する教員数
65	1	2
歳	名	名

(注) ・ 「年齢構成」には、当該学部における教員の定年に関する規定に基づく定年年齢（特例等による定年年齢ではありません）、および、平成29年5月1日現在、定年に関する規定に基づく特例等により定年を超えて専任教員として採用されている教員数および完成年度時に定年を超えて専任教員として採用する教員数を記入してください。  
 ・ なお、職位等によって定年年齢が異なる場合には、職位ごとの定年年齢を「定年規定の定める定年年齢」に二段書きで記入し、「定年を延長している教員数」には合算した数を記入してください。

(3) 専任教員辞任等の理由

(注)・本様式は、当該国際連携学科等に所属し授業科目を担当する専任教員(同一の学部又は研究科内の他の学科又は専攻の専任教員研究指導教員等)が兼ねて担当する場合も含める)について記入してください。

(3) - ① 専任教員の就任辞退(未就任)の理由及び後任補充状況

番号	職位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	就任辞退(未就任)の理由	
1	教授	Viray Erwin	選択	建築デザイン	①	海外の大学において専任教員となったため就任辞退となったが、ゼミ科目(都市・建築空間研究A、B)は兼任の非常勤講師として指導を行っている。	
			選択	都市・建築空間研究A	②(兼任となった本人)		
			選択	都市・建築空間研究B	②(兼任となった本人)		
			選択	国際設計プロジェクトI	①		
			選択	国際設計プロジェクトII	①		
			選択	国際設計プロジェクトIII	①		
			選択	国際設計プロジェクトIV	①		
			選択	地域設計プロジェクトI	①		
			選択	地域設計プロジェクトII	①		
			選択	地域設計プロジェクトIII	①		
			選択	地域設計プロジェクトIV	①		
			選択	建築都市保存再生プロジェクトI	①		
			選択	建築都市保存再生プロジェクトII	①		
			選択	建築都市保存再生プロジェクトIII	①		
			選択	建築都市保存再生プロジェクトIV	①		
			選択	建築設計実務実習I	①		
			選択	建築設計実務実習II	①		
			選択	建築設計実務実習III	①		
			選択	建築設計学特別講義I	①		
			選択	建築設計学特別講義II	①		
選択	建築設計学特別講義III	①					
選択	建築設計学特別講義IV	①					
合計(A)				後任補充状況の集計(B)			
就任を辞退した教員数		担当科目数の合計(a)+(b)+(c)		①の合計数(a)	②の合計数(b)	③の合計数(c)	
1	人	必修	0 科目	必修	0 科目	必修	0 科目
		選択	22 科目	選択	20 科目	選択	2 科目
		自由	0 科目	自由	0 科目	自由	0 科目
		計	22 科目	計	20 科目	計	2 科目

- (注)・就任を辞退した全ての専任教員の就任辞退の理由を具体的に記入してください。
- ・「就任辞退(未就任)」とは、設置計画時に就任予定としながら、実際には就任しなかった教員のことで、就任した後に辞任した教員は、以下「(3) - ②専任教員辞任の理由及び後任補充状況」に記入ください。
  - ・昨年度の報告後から今年度の報告時まで専任教員が新たに就任を辞退した場合、赤字にて記入するとともに、「就任辞退(未就任)の理由」に就任辞退の理由等および( )書きで報告年度を記入してください。
  - ・また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

- ・専任教員が担当する(している)場合は「①」
- ・兼任兼担教員が担当する(している)場合は「②」
- ・後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

(3) - ② 専任教員辞任の理由及び後任補充状況

番号	職位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	辞任等の理由	
1		該当なし					
合計(C)				後任補充状況の集計(D)			
辞任した教員数		担当科目数の合計(a)+(b)+(c)		①の合計数(a)	②の合計数(b)	③の合計数(c)	
0	人	必修	科目	必修	科目	必修	科目
		選択	科目	選択	科目	選択	科目
		自由	科目	自由	科目	自由	科目
		計	科目	計	科目	計	科目

- (注)・一度就任した後に、辞任した全ての専任教員の辞任の理由を具体的に記入してください。
- ・昨年度の報告後から今年度の報告時まで専任教員が新たに辞任等した場合、赤字にて記入するとともに、「辞任等の理由」に辞任理由等および( )書きで報告年度を記入してください。
  - ・また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

・専任教員が担当する（している）場合は「①」  
 ・兼任兼担教員が担当する（している）場合は「②」  
 ・後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

上記（3）－① ・ （3）－② の合計

合計（A）＋（C）			後任補充状況の集計（B）＋（D）					
辞任等した教員数	担当科目数の合計（a）＋（b）＋（c）		①の合計数（a）		②の合計数（b）		③の合計数（c）	
1 人	必修	0 科目	必修	0 科目	必修	0 科目	必修	0 科目
	選択	22 科目	選択	20 科目	選択	2 科目	選択	0 科目
	自由	0 科目	自由	0 科目	自由	0 科目	自由	0 科目
	計	22 科目	計	20 科目	計	2 科目	計	0 科目

（注）・ 就任辞退（未就任）及び辞任した全専任教員について、教員数、担当科目数の合計、後任補充の状況を記入してください。

（4）専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

（注）・ 本様式は、当該国際連携学科等に所属し授業科目を担当する専任教員（同一の学部又は研究科内の他の学科又は専攻の専任教員研究指導教員等）が兼ねて担当する場合も含める）について記入してください。

修士学位の判定対象である「特別制作」に関連する科目「都市・建築空間研究A」、「都市・建築空間研修B」は担当しており、実質的な修士課程の指導は可能な状態であり、学生に対しては、教科課程公表の際に当該教員が講師になった旨周知している。

（注）・ 上記（3）の専任教員辞任等による学生の履修等への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

## 6 留意事項等に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項 等	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
設 置 時 (平成28年6月)	1. 本専攻での授業では原則英語を使用する」とあるが、例外としてどのような言語を想定しているか明確にし、当該言語で授業を行う際の学生へのフォローはどのように実施するか説明すること。	留意事項	日本人学生のための授業科目については、一部日本語で行うことを想定しているものです。 日本人以外の学生が含まれる場合は、全て英語で実施します。
設 置 時 (平成28年6月)	2. 協定書1.3に「ただし、教育研究評議会の議を経て、学期の期間を変更することができる。」とある。この記載はチェンマイ大学の学生を8月から京都工芸繊維大学に受け入れるため、「学期区分」に8月からスタートする学期を設けることを想定したものと推測されるが、そのことを明確にすること。	留意事項	協定書1.3の但し書きについては、本学において従前より後(秋)学期の授業時間数の確保を目的として、学期の開始時期を9月最終週に変更することを可能とするために設けられているものです。 本専攻の設置に伴うチェンマイ大学学生の8月受け入れについては、別途平成29年3月23日開催の教育研究評議会において、審議・承認されています。
設置計画履行状況 調 査 時 (△△年2月)			
設置計画履行状況 調 査 時 (□□年2月)			
設置計画履行状況 調 査 時 (●●年2月)			

(注) ・ 「設置時」には、当該大学等の設置時（認可時又は届出時）に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）と、それに対する履行状況等について、具体的に記入し、報告年度を（ ）書きで付記してください。

- ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された意見に対する履行状況等について、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば、添付してください。
- ・ 同一設置者が設置する既設学部等に付された意見は、当該大学から提出される全ての報告書に記入してください。
- ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
- ・ 「設置計画履行状況調査時」の（年月）には、調査結果を公表した月（通常2月）を記入してください。（実地調査や面接調査を実施した日ではありません。）

## 7 その他全般的事項

<工芸科学研究科 京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻>

### (1) 設置計画変更事項等

設置時の計画	変更内容・状況、今後の見通しなど
	<p>【大学設置基準第5 1条2項に規定されている携外国大学との「協議の場」】</p> <p>開催日：平成29年2月10日            議題：            ・チェンマイ大学における国際連携プログラムの承認について            ・派遣学生選考について            ・チェンマイ大学の学期について            ・PR方法について            ・チェンマイ大学側における学生受入について            ・チェンマイ大学側の学生派遣について            ・教務的な確認事項について            ・京都工芸繊維大学側における学生受入について            ・京都工芸繊維大学側の学生派遣について</p>

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの(未実施を含む。)及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- ・ 設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。(記入例参照)
  - ・ 大学設置基準第5 1条2項に規定されている携外国大学との「協議の場」について、実施状況(開催日・議題等)を記載してください。

### (2) 教員の資質の維持向上の方策(FD活動含む)

<p>① 実施体制</p> <p>a 委員会の設置状況            京都工芸繊維大学総合教育センター教育評価・FD部会            [国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則、京都工芸繊維大学総合教育センター規則(部会に関する細則含む。)]添付。</p> <p>b 委員会の開催状況(教員の参加状況含む)            平成28年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第1回(部会員(教員)28名出席)：平成28年7月29日(金)開催</li> <li>・平成28年度第2回(部会員(教員)27名出席)：平成29年1月17日(火)開催</li> </ul> <p>c 委員会の審議事項等</p> <p>平成28年度第1回</p> <p>■審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育センター教育評価・FD部会の組織及び業務内容等について</li> <li>・平成28年度年度計画について</li> <li>・平成28年度FD事業一覧、スケジュールについて</li> <li>・大学院科目の授業評価アンケートの実施について</li> <li>・平成28年度第1回教員FD研修会の実施について</li> <li>・「総合教育センター教育評価・FD部会報告書2015」の原稿確認について</li> </ul> <p>平成28年度第2回</p> <p>■審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第2回教員FD研修会の実施について</li> </ul>
---

## ② 実施状況

### a 実施内容

- Web受講登録時学生アンケート
- FDにおける教員の担当授業科目アンケート
- 教育懇談会（在学生の父母等との懇談）
- 卒業生・修了生（予定者）アンケート
- TA実施報告書
- 学生による授業評価アンケート
- 授業公開（教員相互の授業参観）
- 成績不振学生対象者アンケート
- 教員FD研修会
- 標準修業年限内での学位取得に向けた進捗状況調査

### b 実施方法

- Web受講登録時学生アンケート：前(春)・後(秋)学期の受講登録期間中Webにより実施。
- 学生による授業評価アンケート：成績発表と連動してWebにより実施。
- FDにおける教員の担当授業科目アンケート：前(春)・後(秋)学期の成績報告期間中Webにより実施。
- 授業公開（教員相互の授業参観）：前(春)・後(秋)学期の授業期間中に日程を設定・実施。授業見学・授業担当の両教員（非常勤講師含む）よりレポート提出。
- 教育懇談会（在学生の父母等との懇談）：後学期期間中の土曜日に学部学生の父母等を対象として大学構内で実施。当日参加者にアンケート用紙を配布・回収。
- 成績不振学生対象アンケート：前学期期間中に前年度の成績が基準に満たなかった学部学生及びその保護者を対象としてアンケート用紙を配布・回収。
- 卒業・修了予定者アンケート：卒業・修了予定者を対象としてアンケート用紙を配布・回収。
- TA実施報告書：前(春)・後(秋)学期終了後にTA実施者を対象として報告書様式を配布・回収。
- 教員FD研修会：学内教職員を対象に開催。
- 標準修業年限内での学位取得に向けた進捗状況調査：博士後期課程在籍者を対象としてアンケート用紙を配布・回収。

### c 開催状況（教員の参加状況含む）

- Web受講登録時学生アンケート：在学生を対象として実施  
前(春)学期：3,517名(回答)〔平成28年4月7日～13日〕  
後(春)学期：3,370名(回答)〔平成28年9月29日～10月4日〕
- 学生による授業評価アンケート：学部授業科目及び大学院授業科目(平成28年秋季学期より)を対象として実施  
前学期：646(回収科目数)/650(実施科目数)、後学期：859(回収科目数)/893(実施科目数)  
〔平成28年7月11日～10月12日、平成29年1月10日～4月14日〕
- FDにおける教員の担当授業科目アンケート：前(春)・後(秋)学期の授業担当教員を対象として実施  
前(春)学期：188名(回答)/282名(対象)、後(秋)学期：196名(回答)/285名(対象)  
〔平成28年7月1日～8月19日、平成29年1月10日～2月20日〕
- 授業公開（教員相互の授業参観）：前(春)・後(秋)学期の学部・大学院講義科目を対象として実施  
前(春)学期：41科目(授業公開)/50名(授業参観者数)、後(秋)学期：43科目(授業公開)/53名(授業参観者数)  
〔平成28年6月13日～24日、平成28年11月14日～12月9日〕
- 教育懇談会：学部学生の父母等を対象とする懇談会  
参加者数 父母等574名、学長1名、副学長2名、学部長1、各部門から教員42名、事務職員23名  
〔平成28年12月3日〕
- 成績不振学生対象アンケート：前年度の成績が基準に満たなかった学部学生及びその保護者を対象として実施  
回答者数 学生本人125名(回答)/307名(対象)、保護者93名(回答)/301名(対象)  
〔平成28年6月22日～7月20日〕
- 卒業生・修了生（予定者）アンケート：平成29年3月に卒業・修了予定の学生を対象として実施  
回答者数 380名〔平成29年2月27日～3月24日〕
- TA実施報告書：前(春)・後(秋)学期終了後にTA実施者に報告書の提出を依頼  
報告数 前(春)学期 提出者435名/対象者458名、後(秋)学期 提出者418名/対象者445名
- 教員FD研修会：教員を対象に実施  
第1回 参加者数 教員59名〔平成28年11月18日〕  
第2回 参加者数 教員83名〔平成29年3月8日〕
- 標準修業年限内での学位取得に向けた進捗状況調査：博士後期課程在籍者を対象として実施  
回答者数 78名〔平成28年12月12日～平成29年1月13日〕

### d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- Web受講登録時学生アンケート：アンケート回収後、集計・分析を行い授業改善等に取り組んでいる。
- 学生による授業評価アンケート：アンケート回収後、毎学期集計・分析を行い、授業担当教員にフィードバックを行ったうえ、学生・教職員が集計結果を閲覧できるよう学務課HPにデータを掲載し、授業改善等に取り組んでいる。

- ・FDにおける教員の担当授業科目アンケート：「学生による授業評価アンケート」の集計結果等をフィードバックし、その集計結果を今後どのように授業改善への取り組みへ資するのか等についてアンケートを行い、集計・分析を行い授業改善等に取り組んでいる。
- ・授業公開（教員相互の授業参観）：授業公開は、参観する、あるいは参観される教員双方にとって、自らの授業方法を改めて見つめ直す端緒となる。また、関連する授業科目間の連携や補完関係を深めるための契機ともなり、本学の教育理念に照らしつつ、各課程・専攻の教育プログラムが効果的に機能し、教育研究目的の達成度が向上するよう、授業改善に取り組んでいる。
- ・教育懇談会（在学生の父母等との懇談）：毎年1回、在学生の父母等を対象に本学の教育や就職状況等についての説明や個別相談を行うもので、これら個別相談時の意見や当日実施のアンケート集計結果の分析等を行い、教育プログラム、授業改善及び施設設備等の改善に取り組んでいる。
- ・成績不振学生対象アンケート：アンケート集計結果について教員にフィードバックし、学生が抱える問題点を通じて、各課程の教育プログラムが効果的に機能し、教育研究目的の達成度が向上するよう、授業改善等に取り組んでいる。
- ・卒業生・修了生（予定者）アンケート：アンケート集計・分析を行い、必要に応じ総合教育センター教育プログラム部会においてカリキュラム改正を行う等授業改善に取り組んでいる。
- ・TA実施報告書：授業を補助するTAからの報告を集計・分析し、授業改善等に取り組んでいる。
- ・教員FD研修会：カリキュラムポリシー(CP)、ディプロマポリシー(DP)について、全教員が共通理解を持ち、各課程・専攻において具体的な教育実践に取り組むため、以下のテーマを設定し、開催した。
  - 第1回：「授業の英語化と教育のグローバル化を考えるー具体的事例から実践の手法を学ぶー」
    - ①海外教育連携事業による教育活動成果報告
    - ②講演「授業の英語化のポイントと学生による成果」
  - 第2回：「GLOBAL×LOCAL」視点で考えるFD活動ー教員の海外派遣による成果と、理科教育の現在地ー」
    - ①海外教育連携事業による教育活動成果報告
    - ②講演「理科を学ぶ子ども・教師をめぐって」
- ・標準修業年限内での学位取得に向けた進捗状況調査：アンケート集計結果の分析等を行い、博士号取得までのプロセスや経済的負担、修了後のキャリアパスに関する課題の改善に取り組んでいる。

### ③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

#### a 実施の有無及び実施時期

- ・学生による授業評価アンケート：学部授業科目及び大学院授業科目(平成28年秋季学期より)を対象として実施  
前学期：646(回収科目数)/650(実施科目数)、後学期：859(回収科目数)/893(実施科目数)  
〔平成28年7月11日～10月12日、平成29年1月10日～4月14日〕

#### b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・教員・学生向け：学務課ホームページで集計結果を公開  
授業科目毎に各設問への回答平均値を掲載している。
- ・教員向け：担当授業科目の集計結果を配布  
学生からの回答一覧をグラフ化し、全体平均と比較できる資料を作成している。

(注)・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。(記入例参照)

### (3) 自己点検・評価等に関する事項

#### ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

日本の建築界では、タイを中心とした東南アジア諸国において、都市の拡大や整備計画あるいは伝統建築の保存や再生などに対応できる建築家・技術者・研究者など高度専門職に関わるグローバルな人材が求められている。一方、タイにおいても同様な要請に対応できる高度専門職に関わる人材が必要とされているが、大学における修士課程修了者はまだ少なく、その拡大と深化が課題となっている。こうした社会的要請も踏まえ、ASEAN北部の中心都市でありかつタイ第2の都市であるチェンマイに位置するチェンマイ大学と本学の意向が合致し開設したのがこの国際連携建築学専攻である。

国際連携建築学専攻では、国際的展開に主眼を置いて建築設計学と都市・建築再生学を中心とした分野の教育プログラムを提供するのみでなく、一つの大学だけでは提供できない魅力ある新たな体系の建築学教育プログラムを構築し、「建築学における基本的な知識や技能に加え、国際的にも通用するより高度な設計能力や研究能力を修得し、それを応用する能力」の習得を目指している。そして、国際通用性のある高度国際専門職(建築家、技術者、研究者など)を育成することが趣旨である。

上記の設置の趣旨・目的のもとでの達成状況に関する総括評価・所見は、以下のようである。

1. 学生の志願状況について

国際連携建築学専攻（博士前期課程）は、定員4名であり、チェンマイ大学と本学でそれぞれ2名の定員である。初年度（平成29年度）の本学側の国際連携建築学専攻については、4月開講であるため既に2名入学済みである。選考入試については、昨年9月に一般入試を行い、5名が受験し、うち2名が選出され、競争率は2.5倍であった。国際連携建築学専攻博士前期課程の関心度の高さが伺えた。

一方、チェンマイ大学側の国際連携建築学専攻は、本年度8月開講であるため、現在まだ入学者は確定していない。7,000部の募集要項を、タイ国内大学のみならず、専門職団体であるタイ建築家協会、ASEAN北部地域のラオス、ミャンマー、ベトナムなどの大学にも配布し、優秀な学生の確保を目指している。入試試験は6月に行われる予定であり、そこで2名が選出される。チェンマイ大学側からの入学者には、タイだけではなく、ASEAN北部地域のラオス、ミャンマー、ベトナムなどからの進学者も想定しており、経済的な支援として、奨学金受給枠の拡充等も図っている。

平成29年度の本学での入試の関心度から見れば、引き続き今後も安定した需要が見込まれるが、今後も両大学の専攻関連教員が、入学者の確保の体制を強化していく。

2. 教育方法について

カリキュラムに設置申請どおり開講し、基本的な変更はない。本学の今年度の4月開講に伴い、平成29年4月5日に、既存の建築学専攻のオリエンテーションと同時に国際連携建築学専攻のオリエンテーションを行い、設置主旨、カリキュラム説明、必要事項等全体説明を行った。また、既存の建築学専攻と同じように、本専攻についても大学院2年で必要な条件を満たせば、一級建築士受験に際して必要な実務経験のうち1～2年を認定してもらえることになった。今後もこれら教育方法の充実・実践に向けて一層努力していく。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

・平成30年3月 公表予定

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、他大学（90大学）及び希望者に各1冊を配布
- ・大学ホームページ上に公開予定（平成30年3月末を予定）

③ 認証評価を受ける計画

・平成33年度に評価機関（大学改革支援・学位授与機構）の評価を受けるべく、学内で検討中

（注）・設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

（4）情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無 ( 有 ・  無 )

b 公表時期（未公表の場合は予定時期） ( 平成29年6月下旬予定 )

# ○国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則

(平成16年4月1日制定)

改正	平成16年11月18日	平成17年1月13日
	平成17年2月17日	平成17年9月15日
	平成18年3月16日	平成18年10月26日
	平成20年1月15日	平成20年1月17日
	平成21年1月15日	平成21年2月19日
	平成21年3月26日	平成21年12月17日
	平成22年1月21日	平成22年4月15日
	平成23年4月21日	平成25年3月14日
	平成26年3月13日	平成26年3月27日
	平成26年11月27日	平成27年3月11日
	平成27年6月25日	平成27年7月9日
	平成28年6月23日	平成28年9月23日
	平成29年3月23日	

## 目次

### 第1章 総則(第1条)

### 第2章 法人の組織

#### 第1節 学長、理事等(第2条―第6条)

#### 第2節 経営協議会及び教育研究評議会(第7条・第8条)

#### 第3節 その他の法人の組織(第9条―第9条の4)

#### 第4節 職員(第10条)

#### 第5節 法人事務(第11条)

### 第3章 京都工芸繊維大学の組織

#### 第1節 職員等(第12条―第14条)

##### 第1節の2 大学戦略キャビネット(第14条の2)

##### 第1節の3 学系及び系(第14条の3―第14条の11)

##### 第1節の4 学域(第14条の12―第14条の18)

#### 第2節 学部(第15条―第23条)

#### 第3節 大学院(第24条―第30条)

#### 第4節 大学戦略推進機構(第30条の2―第30条の9)

#### 第5節 教育研究基盤機構(第31条―第36条)

#### 第6節 大学運営連絡会議(第37条)

#### 第7節 高度技術支援センターその他の組織(第38条・第39条)

### 第4章 大学事務組織(第40条)

### 附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学(以下「法人」という。)及び法人が設置する京都工芸繊維大学の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 法人の組織

##### 第1節 学長、理事等

(学長)

第2条 法人に、学長を置く。

2 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

- 3 学長の選考及び解任の申出に係る手続は、第6条に規定する学長選考会議が定める。
- 4 学長の任期は、第6条に規定する学長選考会議の議を経て、別に規則で定める。
- 5 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代理する。
- 6 学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を行う。  
(理事)

第3条 法人に、4名以内の理事を置く。

- 2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する。
- 3 学長が指名する理事(以下「指名理事」という。)は、当該業務を分担管理する理事との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。
- 4 理事は、学長が任命する。
- 5 学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 理事の任期は、1年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の場合において、理事の任期が、当該理事を任命した学長の任期を超えることとなる場合は、学長の任期の末日をもってその終期とする。
- 8 理事は、再任されることができる。
- 9 学長が欠けたときは、当該学長が任命した理事の任期は、後任の学長の任命の日の前日をもって満了したものとみなす。
- 10 学長は、理事たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適切でないため法人の業務の実績が悪化したと認めるときは、当該理事を解任することができる。  
(役員会)

第4条 法人に、役員会を置く。

- 2 役員会は、学長及び理事で組織する。
- 3 役員会に関し必要な事項は、別に規則で定める。  
(監事)

第5条 法人に、監事2名を置く。

- 2 監事は、法人の業務を監査する。
- 3 監事の監査に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 4 監事の任期はその任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。  
(学長選考会議)

第6条 法人に、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

#### 第2節 経営協議会及び教育研究評議会

(経営協議会)

第7条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、京都工芸繊維大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第3節 その他の法人の組織

(学長室)

第9条 法人に、京都工芸繊維大学における大学戦略の基礎となる情報の収集及び分析等を行い、学長の大学運営を補佐するための組織として、学長室を置く。

2 学長室の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(監査室)

第9条の2 法人に、京都工芸繊維大学における監査の実施及び監事業務の支援等を行い、健全な大学運営に資するための組織として、監査室を置く。

2 監査室に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(学長特別顧問等)

第9条の3 法人に、学長特別顧問、学長特任補佐、学長補佐等(以下これらを「学長特別顧問等」という。)を置くことができる。

2 学長特別顧問等は、学長が任命する。

3 学長特別顧問等の任期は1年を超えない範囲で学長が定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該学長特別顧問等を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

4 学長特別顧問等に関し必要な事項は、学長が定める。

(法人に置く委員会等)

第9条の4 前3条に規定するもののほか、法人に、特定の事項の調査、企画、実施等のため、委員会その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第4節 職員

(職員)

第10条 法人に、職員を置く。

2 前項の職員の定数の管理に必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

#### 第5節 法人事務

(法人事務)

第11条 法人の事務は、指名理事の監督のもと、職員が分担処理する。

### 第3章 京都工芸繊維大学の組織

#### 第1節 職員等

(職員の種類)

第12条 京都工芸繊維大学に次に掲げる職員を置き、法人の役員又は職員をもって充てる。

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

教務職員

- 2 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)は、教育研究及びそれに係る業務等に従事する。
- 3 事務職員は、管理運営、教育研究支援及び社会との連携協力等にかかる事務に従事する。
- 4 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
- 5 教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

(副学長)

第13条 前条第1項に定めるもののほか、京都工芸繊維大学に副学長を置く。

- 2 副学長は、法人の理事又は職員をもって充てる。
- 3 副学長は、学長を補佐し、学長の定めるところにより、その職務を行う。
- 4 副学長は、学長の命を受けたときは、その校務をつかさどることができる。
- 5 副学長は、学長が任命する。
- 6 副学長の任期は、1年を超えない範囲で学長が定める期間とする。
- 7 副学長は、再任されることができる。

(その他の職員)

第14条 京都工芸繊維大学に、第12条第1項に定めるもの以外の職員を置くことができる。

- 2 前項の職員に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第1節の2 大学戦略キャビネット

(大学戦略キャビネット)

第14条の2 京都工芸繊維大学に、京都工芸繊維大学の運営に関する戦略を企画し、立案し、及び調整する組織として、大学戦略キャビネットを置く。

- 2 大学戦略キャビネットに議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、大学戦略キャビネットに関し必要な事項は、別に規則で定める。

第1節の3 学系及び系

(学系)

第14条の3 京都工芸繊維大学に、研究分野に応じて京都工芸繊維大学の教員(第14条の10に規定する系に所属する教員を除く。)が所属する組織として学系を置く。

(学系長)

第14条の4 各学系に学系長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

- 2 学系長は、学系の業務を掌理する。

(副学系長)

第14条の5 各学系に副学系長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

- 2 副学系長は、学系長の職務を補佐する。

(学系教授会)

第14条の6 各学系に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。

(学系教授会の審議事項等)

第14条の7 学系教授会は、教育研究に関する重要な事項で、学系教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 学系教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項のうち、主として研究活動に係るものについて審議し、及び学長又は第14条の4に規定する学系長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(学系教授会の議長)

第14条の8 学系教授会に議長を置き、学系長をもって充てる。

2 議長は、学系教授会を主宰する。

(学系教授会の運営等)

第14条の9 前3条に定めるもののほか、学系教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(系)

第14条の10 京都工芸繊維大学に、京都工芸繊維大学の教員(第30条の2に規定する大学戦略推進機構及び第31条に規定する教育研究基盤機構において業務を行う者に限る。)が所属する組織として系を置く。

(学系及び系に関するその他の定め)

第14条の11 この節に定めるもののほか、学系及び系の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第1節の4 学域

(学域)

第14条の12 京都工芸繊維大学に、学部教育及び大学院教育の枠を超えた教育上の担当者組織として、学域を置く。

(学域長)

第14条の13 各学域に学域長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 学域長は、学域の業務を掌理する。

(副学域長)

第14条の14 各学域に副学域長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 副学域長は、学域長の職務を補佐する。

(学科目)

第14条の15 学域に、学科目(京都工芸繊維大学における全学共通科目を実施するため、科目分野ごとに必要な教員を担当させる教育上の組織をいう。)を置く。

(学科目長)

第14条の16 各学科目に学科目長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 学科目長は、学科目の事務を掌理する。

(副学科目長)

第14条の17 各学科目に副学科目長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 副学科目長は、学科目長の職務を補佐する。

(学域に関するその他の定め)

第14条の18 この節に定めるもののほか、学域の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第2節 学部

(学部)

第15条 京都工芸繊維大学に、工芸科学部(以下「学部」という。)を置く。

(学部長及び副学部長)

第16条 学部に、学部長を置く。

- 2 学部長は、学部を統括し、校務をつかさどる。
- 3 学部長は、第25条に規定する研究科長をもって充てる。
- 4 学部長は、学長が任命する。

(学部教授会)

第17条 学部に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。

(学部教授会の審議事項)

第18条 学部教授会は、学長が学部に係る次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学部に係る教育研究に関する事項のうち、主として教育活動に係るものについて審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(学部教授会の議長)

第19条 学部教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、学部教授会を主宰する。

(学部教授会の運営等)

第20条 前3条に定めるもののほか、学部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(課程)

第21条 学部に、課程(学部の教育研究上の目的を達成するため、学生の履修上の区分に応じて必要な教員を担当させる教育上の組織をいう。)を置く。

(課程長)

第22条 各課程に課程長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

- 2 課程長は、課程の業務を掌理する。

(副課程長)

第22条の2 各課程に副課程長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

- 2 副課程長は、課程長の職務を補佐する。

(学部に関するその他の定め)

第23条 この節に定めるもののほか、学部の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

### 第3節 大学院

(大学院及び研究科)

第24条 京都工芸繊維大学に大学院を置き、大学院に工芸科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(研究科長)

第25条 研究科に研究科長を置き、法人の役員又は職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 2 研究科長は、研究科を統括し、校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、学長が任命する。
- 4 研究科長の任期は、1年とする。

5 研究科長は、再任されることができる。

(研究科教授会)

第26条 研究科に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。

(研究科教授会の審議事項等)

第26条の2 研究科教授会は、学長が研究科に係る次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、研究科に係る教育研究に関する事項のうち、主として教育活動に係るものについて審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科教授会の議長)

第26条の3 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

(研究科教授会の運営等)

第26条の4 前3条に定めるもののほか、研究科教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(専攻及び講座)

第27条 研究科に、専攻(大学院の教育研究上の目的を達成するため、学生の履修上の区分に応じて必要な教員を担当させる教育上の組織をいう。)を置く。

(専攻長)

第28条 各専攻に専攻長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 専攻長は、専攻の業務を掌理する。

(副専攻長)

第29条 博士前期課程の各専攻に副専攻長を置き、京都工芸繊維大学の教授をもって充てる。

2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。

(研究科に関するその他の定め)

第30条 この節に定めるもののほか、研究科の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第4節 大学戦略推進機構

(大学戦略推進機構)

第30条の2 京都工芸繊維大学に、京都工芸繊維大学における重点戦略を推進するための組織として、大学戦略推進機構を置く。

(大学戦略推進機構長)

第30条の3 大学戦略推進機構に機構長を置き、学長をもって充てる。

(拠点)

第30条の4 大学戦略推進機構に、京都工芸繊維大学における重点戦略を実行するための組織として次に掲げる拠点を置く。

KYOTO Design Lab

スーパーグローバル大学推進拠点

COI拠点

COC推進拠点

昆虫先端研究推進拠点

先端ものづくり・繊維研究推進拠点

研究戦略推進本部

2 各拠点に関し必要な事項は、それぞれ別に規則で定める。

(拠点に置くセンター)

第30条の5 昆虫先端研究推進拠点に、生命科学分野における教育研究の総合的推進に関する組織として、昆虫先端研究推進センターを置く。

2 先端ものづくり・繊維研究推進拠点に、ものづくり、繊維科学分野及び日本の伝統技術の応用展開における教育研究の総合的推進に関する組織として、次に掲げるセンターを置く。

ものづくり教育研究センター

繊維科学センター

伝統みらい教育研究センター

3 各センターに関し必要な事項は、それぞれ別に規則で定める。

(グローバルエクセレンス)

第30条の6 大学戦略推進機構に、卓越した教育研究業績を有する者が業務を行う組織としてグローバルエクセレンスを置く。

(戦略推進委員会)

第30条の7 大学戦略推進機構に、学校教育法第93条第1項の規定に基づく教授会として、戦略推進委員会を置く。

2 戦略推進委員会は、大学戦略推進機構、拠点及びグローバルエクセレンスに係る教育研究に関する重要な事項で、戦略推進委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 戦略推進委員会は、前項に規定するもののほか、大学戦略推進機構及び拠点に係る教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は第30条の3に規定する機構長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(寄附講座等)

第30条の8 大学戦略推進機構に、寄附講座及び寄附研究部門を置くことがある。

2 寄附講座及び寄附研究部門に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(大学戦略推進機構に関するその他の定め)

第30条の9 この節に定めるもののほか、大学戦略推進機構に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第5節 教育研究基盤機構

(教育研究基盤機構)

第31条 京都工芸繊維大学に、京都工芸繊維大学における教育研究を支える基盤となる業務を行う組織として、教育研究基盤機構を置く。

(教育研究基盤機構長)

第32条 教育研究基盤機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(教育研究基盤機構に置くセンター)

第33条 教育研究基盤機構に、京都工芸繊維大学における教員その他の者が共同して教育研究を行う施設若しくは教育研究のため共用する施設又は専門的な業務の

円滑な管理運営等に資するための組織として、次に掲げるセンターを置く。

附属図書館

美術工芸資料館

情報科学センター

環境科学センター

機器分析センター

アイソトープセンター

総合教育センター

学生支援センター

アドミッションセンター

国際センター

保健管理センター

アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター

2 各センターに関し必要な事項は、それぞれ別に規則で定める。

(教育研究基盤機構管理委員会)

第34条 教育研究基盤機構に、管理委員会を置く。

2 管理委員会は、教育研究基盤機構及び教育研究基盤機構に置く各センターの業務に係る事項について審議する。

(寄附研究部門)

第35条 教育研究基盤機構に、寄附研究部門を置くことがある。

2 寄附研究部門に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究基盤機構に関するその他の定め)

第36条 この節に定めるもののほか、教育研究基盤機構に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第6節 大学運営連絡会議

(大学運営連絡会議)

第37条 京都工芸繊維大学に、学長、副学長及び部局長等の連携に資するための組織として、大学運営連絡会議を置く。

2 大学運営連絡会議は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 研究科長

(4) 各学系長

(5) 各学域長

(6) 大学戦略推進機構に置く各拠点の長

(7) 事務局長

(8) 職員のうちから学長が指名する者

3 前2項に定めるもののほか、大学運営連絡会議に関し必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第7節 高度技術支援センターその他の組織

(高度技術支援センター)

第38条 京都工芸繊維大学に、技術職員による全学的な教育研究支援の業務を行うための組織として、高度技術支援センターを置く。

2 高度技術支援センターに関し必要な事項は、別に規則で定める。

(その他の組織)

第39条 前条までに規定するもののほか、京都工芸繊維大学に、必要に応じ、委員会その他の組織を置くことがある。

2 前項の組織に関し必要な事項は、それぞれ規則で定める。

#### 第4章 大学事務組織

(事務局)

第40条 京都工芸繊維大学に、必要な事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に課を置く。

3 事務局に事務局長を置き、課に課長を置く。

4 学長及び指名理事の監督の下に、事務局長は事務局の事務を統括し、課長は課の事務を処理する。

5 指名理事は、事務局長を兼ねることができる。

6 この章に定めるもののほか、事務局の組織その他の必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年1月13日)

この規則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則(平成17年2月17日)

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附 則(平成17年9月15日)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月26日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月15日)

この規則は、平成20年1月15日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成20年1月17日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月15日)

この規則は、平成21年1月15日から施行する。

附 則(平成21年2月19日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月17日)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月21日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月15日)

この規則は、平成22年4月15日から施行する。

附 則(平成23年4月21日)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月13日)

この規則は、平成26年3月20日から施行する。

附 則(平成26年3月27日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月27日)

この規則は、平成26年11月27日から施行する。

附 則(平成27年3月11日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年7月9日)

- 1 この規則は、平成27年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日において、現に在任している監事の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、現に委嘱されている期間の終了する日までとする。

附 則(平成28年6月23日)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年9月23日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

# ○京都工芸繊維大学総合教育センター規則

(平成16年6月24日制定)

改正 平成17年6月20日 平成18年3月29日  
平成18年5月18日 平成20年2月21日  
平成22年3月26日 平成24年5月24日  
平成27年3月26日 平成27年6月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則(平成16年4月1日制定)第33条第2項の規定に基づき、総合教育センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、本学の教育システム全般について包括的に調査・分析し、企画、立案、実施する。

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者(以下「室員」という。)で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 研究科長
- (3) 各学域長
- (4) 各副学域長
- (5) 各課程長
- (6) 各副課程長
- (7) 各専攻長
- (8) 各副専攻長
- (9) 各学科目長
- (10) 各副学科目長
- (11) 事務局長
- (12) 学務課長
- (13) 職員のうちから学長が指名する者 若干名

2 前項第13号の室員は、学長が委嘱する。

3 第1項第13号の室員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の室員は、再任されることができる。

(センター長等)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置き、前条第1項第1号及び第2号の室員のうちからそれぞれあらかじめ学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専任教員等)

第5条 センターに、専任教員その他の職員を置くことがある。

2 専任教員その他の職員は、センター長の命を受け、その職務に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、総合教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する事項は、細則で定める。

(部会)

第7条 センターに、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に関する事項は、細則で定める。

(雑則)

第8条 センターに関する事務は、学務課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長の了承を得てセンター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年6月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第4号の室員の任期については、同条 第3項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年6月20日)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月18日)

この規則は、平成18年5月18日から施行する。

附 則(平成20年2月21日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第5号の室員の任期については、同条 第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成22年3月26日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号の室員の任期については、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成24年5月24日)

1 この規則は、平成24年5月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第7号の室員の任期については、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月26日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。